

アグリゲーションビジネス実装事業助成金交付要綱

(制定) 令和 6 年 4 月 25 日付 6 都環公地温第 633 号

(改正) 令和 6 年 4 月 26 日付 6 都環公地温第 772 号

(改正) 令和 7 年 4 月 30 日付 7 都環公地温第 797 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、アグリゲーションビジネス実装事業実施要綱（令和 6 年 3 月 5 日付 5 環気地第 242 号。以下「実施要綱」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行するアグリゲーションビジネス実装事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第 3 条に定めるものとする。

(助成対象事業者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第 4 条第 1 項に規定する者であって、第 4 条の助成対象事業を実施するものとする。ただし、遠隔制御システムがすでに構築されている事業者を除く。

(助成対象事業)

第 4 条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第 4 条第 2 項に規定する内容を実施するものとする。

(助成対象経費)

第 5 条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第 4 条 3 項に定めるもののうち別表第 1 に掲げるものであって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。

- (1) 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来用のものに要する経費
- (2) 設備費（パソコン、ディスプレイ、サーバーのハードウェア等）
- (3) 諸経費
- (4) 消費税及び地方消費税

- (5) 第9条第1項の規定により公社が交付決定を行った日以前に契約締結したものに
係る経費
- (6) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(助成金額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4条4項に定めるものとする。なお、当該システム構築等に対する都及び公社の他の助成金等の交付を重複して受けることはできない。

- 2 前項の助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、あらかじめこれらを控除した額が助成対象経費となる。
- 3 前2項の場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に、助成金交付申請書(第1号様式)、助成事業実施計画書(第2号様式)及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(助成金交付申請の受付)

第8条 公社は、助成金交付申請を公社が別に定める期間中に受け付けるものとする。

- 2 公社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に到着した申請件数で割った金額(千円未満の端数切捨て)を予算超過日到着1件当たりの上限額とする。

(助成金の交付決定)

第9条 公社は、助成金交付申請を受けた場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、本助成金の総額の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、交付申請をした助成対象事業者に対し、前項の決定において、本助成金を交付とする場合にあっては助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定による交付決定の通知を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、本助成金の適正な交付を行うために必要な次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成対象事業の実施に係るシステムの構築等を行う場合は、交付決定後速やかに当該事業に係る契約を締結し、助成事業を実施するためのシステム構築等に着手すること。
- (2) 前条第2項の助成金交付決定通知書の受領後、都及び公社が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- (3) この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 公社が第13条又は第23条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- (5) 公社が第24条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たりこの要綱又は実施要綱その他法令の規定を遵守すること。

（契約等）

第11条 助成事業者は、第4条に規定する助成対象事業の実施に係るシステムの構築等の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

（申請の撤回）

第12条 助成事業者は、第9条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条第2項の助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。
- 3 前2項の規定は、第9条第2項の助成金交付決定通知書を受領する前に交付申請を取

り下げる場合について準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成事業の承継)

第14条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併又は分割等に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（第6号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第7号様式）により、承継者へ通知する。
- 3 公社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(助成事業の計画変更等に伴う申請)

第15条 助成事業者は、第7条の規定により提出した助成事業実施計画書のとおり助成事業を遂行しなければならない。ただし、やむを得ない理由により次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第8号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
 - (3) その他、助成事業実施計画書の内容を著しく変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認める場合は、当該申請に係る変更を承認するものとする。ただし、交付決定額の増額は承認しないものとする。
 - 3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に助成事業計画変更申請承認通知書（第9号様式）により、通知するものとする。
 - 4 公社は、第3項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第 16 条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地等を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第 10 号様式）を公社に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 17 条 助成事業者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(事業遅延等の報告)

第 18 条 助成事業者は、第 7 条の規定により提出した助成事業実施計画書又は第 15 条第 1 項ただし書の規定により提出し、同条第 2 項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容のとおり事業等を進めなければならない。

2 助成事業者は、やむを得ない理由により事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに事業遅延等報告書（第 11 号様式）を公社に提出し、その指示を受けなければならない。

3 公社は、前項の事業遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他の必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

第 19 条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（第 12 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、助成事業者が前項の規定により助成事業を廃止した場合は、当該助成事業と同一の内容（軽微な範囲での計画変更を行った場合を含む。）による再申請は認めないものとする。ただし、廃止の理由が、天災地変等被交付者の責に帰することのできないものとして公社が認める場合にあっては、その限りではない。

(事業完了の届出)

第 20 条 助成事業者は、事業が完了した場合、速やかに事業完了届（第 13 号様式）及び別表第 3 を公社に提出しなければならない。

2 第 1 項の規定による届出は、令和 8 年 6 月 30 日までに行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第 21 条 公社は、第 4 条に規定する助成対象事業の実施に係るシステムの構築等に係る前条の規定による届出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 9 条第 1 項の規定による交付決定の内

容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書（第 14 号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する本助成金の額は、第 20 条により届出のあった助成対象経費の額又は第 9 条第 2 項の助成金交付決定通知書に記載した交付決定額（第 15 条第 2 項の規定により交付決定額の変更が承認された場合にあつては、当該変更後の額）のいずれか低い額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（助成金の交付）

第 22 条 助成事業者は、前条第 1 項の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、速やかに助成金交付請求書（第 15 号様式）及び別表第 4 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めるものについてのみ、本助成金を交付するものとする。
- 3 本助成金の交付の期限は令和 8 年度の末日とする。

（交付決定の取消し）

第 23 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 1 項の規定による本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - (2) 第 9 条第 1 項の規定による本助成金の交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - (3) この要綱又は実施要綱の規定その他公社の定める事項を遵守しなかったとき。
 - (4) 助成事業者（法人にあつては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - (5) 前号に掲げる場合のほか、暴力団排除に関する誓約書に規定する事項の一つでも該当するに至ったとき。
 - (6) 第 9 条第 1 項の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例等に違反したとき。
 - (7) 本事業に係る都又は公社の指示に従わないとき。
- 2 第 1 項の規定は、第 21 条第 1 項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
 - 3 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者にその旨を通知するものとする。
 - 4 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、特に必要があると認めるとき

は、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。

(不正手続等に対する措置)

第 23 条の 2 公社は、助成事業者が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続を行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成事業者に対し、次の措置を講じることができる。なお、助成事業者から業務を受託した者が不正手続等を行った場合においても、当該助成事業者が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなして本条を適用する。

(1) 第 9 条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還及び第 25 条の規定による違約加算金の納付

(2) 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。

(3) 名称、代表者の氏名及び不正内容を公表すること。

(本助成金の返還)

第 24 条 公社は、助成事業者に対し、第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。

3 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 26 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

第 25 条 公社は、第 23 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第 26 条 公社は、助成事業者に対し、第 24 条第 1 項の規定により本助成金の返還請求を行った場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約

加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第 27 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 28 条 取得財産等の所有権を持つ助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等による省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、その効率的な運用を図ることとし、処分してはならない。
 - (2) 法定耐用年数の期間内に、取得財産等の処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第 16 号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第 2 号の承認をしようとする場合は、取得財産等の所有権を持つ助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
 - 3 前項の規定による算出金の請求を受けた助成事業者は、これを公社に返還しなければならない。
 - 4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、第 1 項第 2 号の承認をしたときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第 17 号様式）により、その旨を当該助成事業者に対し通知するものとする。

(助成事業の経理)

第 29 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類を第 20 条第 1 項に規定する事業完了届を提出した日の属す

る会社の会計年度終了の日から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第30条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第31条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第32条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第33条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第34条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和5年11月24日付5都環公総総第569号）第3条第2項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を

受ける者に到達したものとみなす。

- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他必要な事項)

第35条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、公社が別に定める。

附則(令和6年4月25日付6都環公地温第633号)

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

附則(令和7年4月30日付7都環公地温第797号)

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

別表第1(第5条関係)

助成対象経費
助成対象経費は、1の条件に適合する経費であって、消費税等を除いた2に掲げるものとする。
1 条件
(1) 本事業を実施するために直接必要であり、かつ必要最小限の経費
(2) 助成対象事業者が自社以外の事業者等に外注する業務に要する経費
(3) 助成対象事業の実施内容が報告書類(写真、帳簿類等)により確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費
(4) 委託内容を主要業務とする業者に直接委託・契約するもの
(5) 見積書等が外貨建てである場合、円貨建てに換算した経費
2 助成対象経費(システム構築等)
・ システム構築・改修に係る設計・開発に要する経費
・ ソフトウェアのカスタマイズ、設定に要する経費
・ クラウドサービスの初期設定に要する経費
・ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

別表第 2 (第 7 条関係)

1	システム構築等の見積書 (原則 2 社以上) 又は入札等の証憑 (写し)
2	システム構築等の仕様書案又は契約内容案がわかる書類
3	その他公社が指示する書類

別表第 3 (第 20 条関係)

1	システム構築等の契約書等 (写し)
2	システム構築等の契約の仕様書又は契約内容が分かる書類 (写し)
3	システム構築等の最終見積書 (写し)
4	システム構築等の支払の証憑 (写し) (領収書等)
5	その他公社が指示する書類

別表第 4 (第 22 条関係)

1	振込先口座が請求者の口座であることを確認できる資料 (通帳の写し等)
2	その他公社が指示する書類